

知財高裁所長と国際交流

前知的財産高等裁判所長

森・濱田松本法律事務所 弁護士

設 楽 隆 一

1 はじめに

裁判所のホームページというと、判例情報の閲覧という固いイメージをお持ちの方が多いかもしれないが、知財高裁のホームページ (<http://www.ip.courts.go.jp/index.html>) には、「最近の裁判例」や「事件情報」と並んで「トピックス」があり、ここから「トピックス一覧」をクリックすると、知財高裁を訪問してきた外国の知財関係者と知財高裁所長らとの会談のニュース、あるいは、知財高裁裁判官の国際会議への参加などのニュースが、日本語と英語で掲載されており、知財高裁の国際交流の一端を垣間見ることができる。

今回、この原稿を書くに当たり、2005年4月から現在までのトピックス一覧を見たところ、非常に興味深いトレンドがあることが判明した。

まずは、トピックスとして掲載された行事の数であるが、2005年から2011年までは、年間5件から10件までであったのに対し、2012年からこのトピックスの数が増え始め、2013年は19件、2014年は27件、2015年は34件、そして2016年は49件と急激に増加している。

そして、その内訳であるが、知財高裁判事等の国際会議への出席のトピックスを除けば、知財高裁への来訪者のトピックスの数は、2005年から2012年までは、年間2ないし6件であり、そのうちアジアからの訪問者に限ると、年間約1、2件であったのに対し、2013年以降は、来訪者の数が急激に増加しており、2013年は合計9件（アジアからは6件、欧米からは3件）、2014年は合計13件（前同6件と7件）、2015年は合計24件（前同14件と10件）、2016年は22件（前同13件と9件）であり、ここ数年間でアジアからの知財高裁への来訪者が急増していることがその顕著な傾向である。

筆者は、2014年6月から知財高裁所長を務めていたため、この大きなトレンドを肌で実感してきたところである。そして、このような変化の原因はと考えると、一言でいえば、アジア各国の社会経済情勢の発展により、知的財産権侵害を救済するための司法制度の整備も含めた知的財産権制度の充実が急務となってきたため、日本を訪問して、知財高裁や特許庁等を見学する必要性が大きくなってきているということに尽きよう。

もっとも、アジアと一口に言っても、中国のように、近年知的財産権侵害訴訟の数が急激に増加し、北京や上海、広州の3か所に知財法院を設立し、さらに知財高裁の設立も検討するなど、急激に増加する知財訴訟に対しダイナミックに対応している国もあれば、韓国、シンガポールのように日本と同様に知財訴訟制度が長年にわたり整備されてきている国もある一方で、インドネシア、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなど

は、各国の経済、社会の発達の態様に応じ、知的財産権の司法的保護についてさまざまな違いがあり、その多様性に驚かされるところである。

2 インドの最高裁長官の訪問について

知財高裁所長を務めていたときに印象に残ったアジアからの訪問者は多いが、その中から強く印象に残った訪問者を紹介する（なお、同トピックスには、欧米からの訪問者や知財高裁判事の国際会議への出席についても興味深い記事が掲載されているが、今回は誌面の都合上アジアに絞って紹介する。）。

平成 28 年 5 月 19 日、インド最高裁判所の Tirath Singh Thakur 長官、Anil Ramesh Dave 判事、Nuthalapati Venkata Ramana 判事、インドの Mukul Rohatgi 法務長官ら合計 12 名が来庁した時のことである。相互の挨拶の後、私が「日本における知財訴訟とその発展」(Intellectual Property Litigations in Japan and its Development)と題して、日本の知財訴訟の特徴等につき英語でプレゼンテーションを行い、その後、上記プレゼンテーションの内容に関連して、活発な議論が交わされた。（以下、そのときの写真を掲載するが、写真はいずれも知財高裁のホームページからの引用である。）



私は、日本の知財訴訟制度の特徴の一つとして、特許権侵害訴訟等における裁判所による和解が、日本の実務では重要な紛争解決の手段になっていること、特に、特許権者勝訴の確率が高い場合に、和解で紛争が終了することが多いことなどを説明し、判決における勝訴率は低くとも、和解により終了している事件数をみると、特許権者の実質的な勝訴率は約 45%であることなどを説明した時のことである。

インドのような英米法系の国においては、裁判の手続きを担当した裁判官が、判決をする前に、非公開の和解手続きにおいて、当事者やその代理人と個別に話をし、和解の仲介をするということは、裁判手続きの公正さ、透明性を考慮すると、考えられないことであり、このような和解手続きが日本の実務において重要な紛争解決方法となっていることについて、インドの判事や実務家は、全員到底納得ができないという雰囲気のもと、激論になりかけたことがある。

「インドの人は議論好き」とは聞いていたが、インドでは相容れない日本の和解という

実務慣行に対し、多数のインドの実務家が口々に意見を述べ始め、所長室が騒然となったところで、Thakur 長官が両手で皆を制すると、再び静寂が戻り、紳士的な同長官と私の二人だけの質疑応答となった。

同長官からの質問は、その場のインドの実務家の意見を整理し集約したものと思われるが、記憶に残るものとしては、①和解手続きにおける裁判官と当事者とのやり取りは判決の資料となるのか、証拠にならないとしても裁判官の判決の内容に実質的な影響を与えることはないのか、②裁判官が非公開の手続きで当事者の一方のみと話をすることが可能であるとすると、裁判官が双方に対し、不利な心証を告げれば、どんな事件でも簡単に和解が成立するのではないかと、いうものであった。いずれも、この種の会合ではあまりみられない鋭い質問が含まれており、他国の制度を聞き、その場でそのような鋭い質問をしていくインドの実務家のレベルの高さ及びインド人の議論好きな国民性を実感した次第である。

もっとも、これに対する私の答えは、①については、和解における資料は、証拠ではないので、裁判官が作成する判決に影響を与えることはない、②については、当事者のいずれに対しても不利益な心証を告げて和解をまとめようとする裁判官は、たちまちのうちに当事者からの信用を失い、その後の和解手続きが困難になるであろう、日本の和解手続きが実務慣行として長年続いてきたのは、日本の裁判官が和解手続きにおいても公正であるためであり、裁判官に対するそのような信頼関係があるからこそ、和解の実務が長年継続してきたものである、というものであった。

日本の訴訟実務における和解手続きは、世界的にみてもやや特殊なものであり、その手続きが非公開で不透明であることからすると、裁判官や弁護士がその運用を誤るとたちまちのうちに不合理な制度となる危険性は理解しているところであり、そのようなリスクと隣り合わせでありながらも、長年、日本の実務において和解手続きによる解決がなされてきたのは、日本の裁判官と弁護士との信頼関係があることによるところが大きい。和解による紛争解決のメリットは、事案の内容に即した柔軟かつ適切な紛争解決ができること、判決と異なり上訴がなされないため、最終的な解決となること、和解手続きを通じ、事前に判決の内容を予測でき、判決か和解かの選択ができること、和解による紛争解決のほうに、日本人の国民性になじみやすいことなどであり、紛争解決におけるそのメリットは大きい。一方、その手続きが非公開であって不透明であり、手続きにある程度のリスクが伴うものであることも事実であり、日本以外の国で、和解手続きが成功するか否かは不明である。かえって、そのような和解手続きの伝統がない国において、いたずらに日本の和解の実務を持ち込むことは、インドの実務家が指摘するとおり、弊害のほうが大きくなる恐れもあり、必ずしも適切ではないといえるかもしれない。

Thakur 長官らからは、このほか、両国の裁判例に関する情報のデータベースによる共有化等の提案もなされたが、知財高裁は既に裁判例情報をホームページを通じて公表しており、重要なものについては、その要旨ないし全文の英訳が進んでいることを説明した。

また、最後に、Thakur 長官に同行した女性弁護士から、同長官に対し、日本の特許権侵

害訴訟が迅速に審理されているのに比べ、インドでは一審の特許権侵害訴訟の審理に10年もかかり、到底迅速とはいえないため、その状況を改善してほしいとの要望があり、同長官からは、日本の特許権侵害訴訟が迅速に審理されているのは素晴らしいことである、インドでも知財専門の高裁を設立する予定であり、迅速な審理を目指していきたい、インドと日本は、古くから経済界の交流は盛んであるのに、司法界の交流はこれまであまりなされてこなかった、今後は両国の知財担当裁判官の人的交流及びこれに関する取組みを積極的に行いたいとの提案がされ、活発な議論を終了した。大変有意義で実り多い会談であった。

なお、裁判官の人的交流については、その後、インドの Ramana 最高裁判事らのご招待により、知財高裁の片瀬亮判事がインドの最高裁、デリー高裁を訪問し、その後、インド・アンドラプラデーシュ州（AP州）のヴィジャヤワダにおいて、ジェトロ等が主催する「知的財産法、商事法、新たな法律問題」に関する国際ワークショップにも参加して、日本の司法制度について説明をしている（その詳細は、知財高裁ホームページのトピックス 2017.03.06 を参照されたい。）。



なお、インドの人の英語は早口で発音が独特でわかりにくいとの意見もよくきくところだが、Thakur 長官の英語は、洗練されていてわかりやすく、同行してきた通訳の方の出番がほとんどないほどであった。

3 タイ中央知的財産国際取引裁判所所長らの知財高裁訪問について

平成27年9月17日、タイ中央知的財産国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court）から、Pavana Sugandhavanij 所長（Chief Justice）ら18名の裁判官を含む計38名が来庁した。同裁判所の裁判官や書記官のほぼすべてのメンバーが来庁したのではないと思われるくらいの多数の裁判官、書記官らの訪問に驚いた次第である。私のほうから、知的財産高等裁判所の構成や裁判所調査官制度、専門委員制度、特許訴訟の審理手続、無効の抗弁と無効審判の関係、商標の類否判断の手法などについての説明をし、引き続き、知的財産高等裁判所が取り扱う具体的な事件類型や、専門委員の資格、選任方法などに関し活発な質疑応答が行われた。タイ中央知的財産国際取引裁判所の裁判官から、商標権侵害訴訟等が多く、特許権侵害訴訟の数はまだそれほど多くはないとの説

明があったのが、印象に残った。



4 インドネシアの法務大臣等の知財高裁訪問について

平成 28 年 10 月 25 日には、Yasonna H. Laoly インドネシア法務人権大臣ら合計 15 名が来庁された。

私が知財高裁の概要につき説明をした後、Laoly 大臣らからは、知財高裁が取り扱う訴訟事件の内容、知的財産訴訟に関する専属管轄及び上告手続の内容、損害額の算定手法等を中心として、多くの質問がされ、活発な質疑応答が行われた。Laoly 大臣の知財訴訟制度の改善に対する熱意を強く感じることができた。



ところで、インドネシアからは、知財高裁のホームページのトピックスの昨年 1 年だけをみても、次のとおり、多数の研修員が来庁している。

まず、①平成 28 年 6 月 3 日には、JICA が実施するインドネシア「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」の研修員（Ramli 知財総局長を含む研修員 14 名）が、来庁し、②同年 7 月 21 日には、同プロジェクトに基づき法務省で

行われている第1回本邦研修の一環として、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局等から、ラミ・ムリアティ（Rahmi Mulyati）最高裁判所民事室書記官ら計21名が来庁し、③同年9月28日には、インドネシア知的財産総局（DGIP）の商標審判委員会メンバーら15名が、我が国の商標審判制度や商標裁判事例等を学ぶことを目的としたJICAによる「インドネシア商標審判委員会向け研修」の一環として、来庁し、④同年10月28日には、前記プロジェクトに基づき法務省で行われている第2回本邦研修の一環として、インドネシア最高裁判所から、ナニ・インドラワティ（Nani Indrawati）スマラン地方裁判所長ら計14名が来庁し、いずれも知財高裁の裁判官から、知財訴訟の審理の実情などについての説明を受け、訴訟実務に関して活発な質疑応答が行われている。



また、日本の知財高裁の間明判事が法整備支援のためにインドネシアに派遣されていることも含めると、インドネシアに対する法整備支援の充実が図られていることがよく理解できる。

5 アジア知財国際シンポジウムの開催について

今年の10月末には、知財高裁は、最高裁、法務省、特許庁、日弁連及び弁護士知財ネットとともに、アジア知財国際シンポジウムの開催に向けて準備を進めており、会議初日に、特許訴訟における証拠収集手続をテーマとする各国模擬裁判を行う予定にしている。その詳細は、知財高裁のホームページのトピックスに掲載されている。

(http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/N_2017_IP_simpo.pdf)

知財におけるアジアブームはこれからしばらく続きそうな様子である。